

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成25年2月12日まで縦覧に供する。

平成24年12月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成24年12月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人後見ネットかがわ

松本 タミ

高松市番町1丁目10番35号

3 定款に記載された目的

この法人は高齢者、障害者等の権利擁護の推進を目的として、多様なネットワークを活かして、成年後見制度の活用・利用促進と啓発を行うことにより、誰もが安心して暮らすことができるよう、地域福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。